

長瀬町伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業

長瀬町では、妊婦訪問や新生児訪問などを実施しておりますが、令和5年2月より出産・子育て期までを安心して過ごしていただけるよう、面談等を通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施する事業を開始しました。

伴走型相談支援

妊娠期～出産～子育てまで
保健師等が相談に応じます。
対象：妊婦・産婦など
面談実施について
①妊娠届出時
②妊娠7～8か月頃（訪問）
③出生届出後

経済的支援

妊娠届出時と出生後届出時に
面談等実施後、経済的な支援を行います。
<出産応援ギフト>
妊婦1人当たり 5万円
<子育て応援ギフト>
新生児1人当たり 5万円
町では当面の間、ギフトとして給付金を支給します。



伴走型相談支援とはすべての妊婦・子育て世帯に寄り添い、安心して出産、子育てできるように、妊娠・出産・子育てまで切れ目なく継続していく支援の事です。継続的な情報発信等により必要な支援へつなげることで、妊婦や子育て家庭の方々を親身になってサポートしていきます。

問合せ 健康福祉課 健康担当 ☎66・3111 内線132、133

高校生等の電車通学定期券代の一部を補助しています

定期券

～令和4年度分の定期券を購入された方は令和5年3月31日(金)までに申請してください～

町では、高校生等の保護者の経済的負担の軽減を目的とし、秩父鉄道を利用して高校等へ通学している方の通学定期券代の一部を補助しています。

補助対象者 ・長瀬町に住民登録がある、高校生等の保護者
(ただし、世帯員全員の町税等に滞納がない方)
※高校等…高等学校、特別支援学校(高等部)、高等専門学校(1～3年)、
専修学校(高等課程)に通学している生徒

補助金額 ・秩父鉄道の定期券購入区間の6か月定期券代を基準とした1か月分の額の10%
(10円未満切り捨て)に、購入月数を乗じた額

補助期間 ・高校等へ入学後3年間を限度とします。
なお、事情により通学定期券を使用しなくなった場合、補助金の返還対象になりますので、担当へ連絡し、返還手続きをしてください。

申請に必要なもの ①申請書兼実績報告書 ②通学定期券の写し ③学生証の写し
④申請者の口座番号等

提出先 教育委員会(役場3階)

その他 ・申請書兼実績報告書は、町ホームページよりダウンロードするか、町教育委員会で配布しています。
・令和4年度分の申請は、年度内(令和5年3月31日(金)まで)にお願いします。

問合せ 教育委員会 教育総務担当 ☎66・3111 内線305